

都市計画を変更する案の縦覧 (荒川右岸流域下水道)を行っています

対象となる都市計画：**和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更**

内 容：**荒川右岸流域下水道の新河岸川北幹線において、一級河川市野川と交差する区間および川島北中継ポンプ場周辺について、地震災害に対応するため、管渠を二条化するものです。**

縦覧期間：**令和7年7月7日(月) ～ 令和7年7月22日(火)**
8：30～17：15 (土・日を除く)

縦覧場所：**埼玉県下水道局下水道事業課(浦和区高砂 3-13-3 衛生会館 2 階)**
埼玉県荒川右岸下水道事務所(和光市新倉 6-1-1)
川島町上下水道課(川島町大字下八ツ林 870-1)
吉見町水生活課(吉見町大字下細谷 411)



案に対し意見書を提出したい方は、下記の方法で提出してください。

対 象 者：川島町及び吉見町の住民及び利害関係のある方

提出方法：各縦覧場所に用意してある意見書または埼玉県下水道局のホームページに掲載している意見書に必要事項を記入のうえ、縦覧期間中（7月22日(火) 17時15分まで）に各縦覧場所の担当者へ持参または下記住所あてへ郵送（当日消印有効）により提出してください。

(あて先)

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-13-3
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・公共下水道担当